

奈教総 第66号
令和5年6月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成 28 年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ.補助金等に関する個別結果及び意見

22.文化財課

(1)月ヶ瀬梅溪保勝会事業補助金

②監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

(文化財課)

【監査結果】

文化財課は、月ヶ瀬梅溪保勝会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

以前から収支報告書及び領収書の確認をしていたものの、領収書の添付漏れがありました。そこで、平成 29 年度から複数人で確認し領収書の添付漏れがないようにしています。

なお、令和 4 年度から月ヶ瀬梅溪保勝会に対する補助金を一本化し、月ヶ瀬行政センター地域振興課から交付することとしました。

- ・補助事業実施に関する確認方法について

(文化財課)

【監査結果】

文化財課と月ヶ瀬梅溪保勝会で、年内に作業する作業場所及び作業内容を合意しているが、口頭での取り決めであり、作業予定場所及び作業予定内容に関する記録が残されていない。このため、平成 27 年度の各月に実施されたはずの作業場所及び作業内容が事後的に確認できなかった。また、完了結果報告についても、一部実施作業状況の写真があるものの、報告の詳細が口頭で行われ、文書による提出あるいは記録も残されていない状況である。市では口頭のみで業務結果の確認を行い、補助金を交付しているが、第三者に対し事後的に説明できない状況からして、実施結果の検証手続きとして不十分であり、説明責任が果たせていない。

実施された作業内容を事後的に説明責任が果たせるよう、先方との合意事項は記録を残す必要がある。また、補助金の目的は、名勝景観の保護という数値等で明確に表しにくいものであるため、実施計画等で、実施内容を明確にすべきである。

【措置の内容】

平成 29 年度から、作業予定場所及び作業予定内容について記載された実施計画及び作業実施前後の写真を確認するよう改めました。また、景観の保全の観点からも、名勝指定地のうち主要な景勝地について、梅木の育成等を現地確認し、名勝指定地内の管理業務で

あることを確認するよう改めました。

なお、令和4年度から月ヶ瀬梅渓保勝会に対する補助金を一本化し、月ヶ瀬行政センター地域振興課から交付することとしました。

- ・補助金に対する横断的な検証手続の実施について

(文化財課)

【監査結果】

月ヶ瀬梅林については、市から2つの補助金が交付されている。先述の文化財課の月ヶ瀬梅渓保勝会事業補助金6百万円（以下、「前者」という。）と月ヶ瀬行政センター地域振興課の月ヶ瀬梅渓保勝会補助金1百万円（以下、「後者」という。）である。

後者は、月ヶ瀬梅渓保勝会に対し、月ヶ瀬梅林における雑木等樹木伐採に要する経費について補助金を交付することにより、月ヶ瀬梅林一帯の良好な景観を保護・育成し、梅文化の発展に寄与することを目的とする。補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、月ヶ瀬梅林における雑木等樹木伐採に要する経費であり、補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、予算の範囲内で市長が決定する。

補助金の交付先は、両者ともに月ヶ瀬梅渓保勝会で共通している。また、両者の目的は、ともに月ヶ瀬の梅林景観の保護育成であり、交付先である月ヶ瀬梅渓保勝会が実施する作業も竹の伐採、笹枯らし剤の散布等の部分で共通している。両者の作業の違いと言えば、前者の対象が月ヶ瀬梅林に点在する名勝となった梅木及び敷地であるのに対し、後者の対象が、名勝を含む月ヶ瀬梅林一帯「梅渓」であることである。この結果、両者は名勝となった梅木付近の竹の伐採、笹枯らし剤の散布等で対象の範囲が被ることになる。このため、文化財課では前者の補助対象から雑木伐採を除いたが、実施結果報告書と一緒に提出された作業状況を示す写真を閲覧したところ、数枚の同じ写真がそれぞれの補助金で提出されていた。現状、両者での作業内容は重複しないはずであることからして、両者の実施結果に同じ写真が提出されることは理解しがたい。

補助金の交付を受けた月ヶ瀬梅渓保勝会が、月ヶ瀬梅林で実施する同じ作業で、名勝となっている梅木の敷地とそれ以外の敷地を分けて作業を実施するのは現実的でなく、効率的でない。このことからすれば、名勝となっている梅木の敷地とそれ以外の敷地をわざわざ分けて補助金を交付することに合理性はなく、同じ交付先に対する交付金の二重の交付と受けとられても反論の根拠に乏しい。同じ補助金の交付先については、作業対象が被らないよう、課間の十分なコミュニケーションをとるとともに、横断的な目で補助金の重複がないかどうかの検証を行う必要がある。また、同じ補助金に統一することも検討された。

【措置の内容】

月ヶ瀬梅林一帯の景観の総合的な保全の観点からも補助金の一本化が合理的であるため、令和4年度から月ヶ瀬梅渓保勝会に対する補助金は、月ヶ瀬行政センター地域振興課から交付することとしました。